



令和6年8月1日

介護保険課

介護保険事業者に対する行政処分について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、下記の事業者に対し行政処分を行いました。

記

1 対象事業者

法人名：社会福祉法人 カナの会
所在地：埼玉県さいたま市大宮区仲町1-54-3 ビジヨナリーⅢ
代表者：理事長 井沢 千鶴

2 対象事業所

事業所名：特別養護老人ホーム カーサ・川口
所在地：埼玉県川口市前野宿1-1
サービス種別：介護老人福祉施設、短期入所生活介護

3 処分の内容等

処分日：令和6年7月31日
処分内容：指定の一部効力停止 3月
（新規利用者受入停止及び介護報酬の制限7割）
処分期間：令和6年8月1日から令和6年10月31日まで

4 処分理由

- （1）介護老人福祉施設における人格尊重義務違反（法第92条第1項第4号）
- （2）介護老人福祉施設における不正請求（法第92条第1項第6号）
- （3）介護老人福祉施設における虚偽報告等（法第92条第1項第8号）
- （4）短期入所生活介護における法令違反（法第77条第1項第10号）

5 処分の原因となる事実

令和４年８月頃、対象事業者が運営する「特別養護老人ホーム カーサ・川口」の介護老人福祉施設サービスに関して、市に通報があり、監査を実施したところ、暴力行為、身体拘束、介護放棄・放任といった人格尊重義務違反の事実が確認された。

また、上記の監査実施時に、令和４年７月から１０月の４月間の不正請求（約１５８万円）や虚偽報告等が確認された。

加えて、短期入所生活介護サービスに関しては、介護老人福祉施設の空床を利用し一体的に運営しているものであることから、併せて法令違反に該当するもの。